



東京学芸大学リポジトリ

Tokyo Gakugei University Repository

『広益俗説弁』と周辺書： 俗説の典拠類話と俗説批評の背景

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2009-04-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 湯浅, 佳子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2309/1173

『広益俗説弁』と周辺書

俗説の典拠類話と俗説批評の背景

*

湯 浅 佳 子
(日本語・日本文学)

一、はじめに

『広益俗説弁』(正編二十一卷・正徳五年刊、後編五卷・遺編五卷・享保二年刊、附編七卷・享保四年刊、残編八卷・享保十二年刊、井沢蟠竜著)は、様々な説話をあげてそれを批判考証した書である。集められた説話は、神仏に関するものから歴史的事項、人物の説話、巷説、地理、俗信等あらゆる事象に及んでいる。これらの典拠・類話および俗説考証の背景については、以前東洋文庫『広益俗説弁続編』の解説にて指摘した。本稿ではそれに引き続き、『広益俗説弁』俗説批評と周辺書との内容上の関連について考察する。

二、俗説の典拠・類話(補遺)

以下、正編から残編に至る俗説の典拠・類話について調査の及んだものを示した。

『諸社根元記』(『諸神記』写本)

『広益俗説弁』(以下、書名略)巻一「三輪神の説」

(『新羅大明神』)

『本朝諸社一覽』(八巻八冊、貞享二年刊、坂内直頼著)

巻四「神をかみと訓するは、かゝみの中略と云説」

(巻一の十九)

『古事記』

巻一「木花開耶姫、無戸室に入て焼給はざる説」

(上巻)

『参考平治物語』(三巻六冊、元禄六年刊、今井弘濟考訂、内藤貞顕重校)

巻九「平清盛、雷におそるゝ説」(巻三「清盛出家并瀧詣附惠源太為雷事」)

『平家物語』(十二巻十二冊、元禄十一年刊)

巻十二「斎藤実盛を義勇の士といふ説」(巻七の七「さねもりさい」この事)

巻十五「元昉僧正、環亡の相ある説」(巻七の八「げんばうの事」)

巻二十四「文覚、頼朝を相する説」(巻五の十「伊豆院宣の事」)

巻二十六「大石の山丸が説」(巻五の五「朝敵ぞろへの事」)

巻三十一「二代の後の説」(巻一の六「二代のきさきの事」)

巻三十二「佐々木盛綱、馬にて海をわたす説」(巻十の十四「ふざとの事」)

巻三十三「鳥の千載・若前が説」(巻一の五「祇王が事」)

『平家物語評判秘伝抄』(十二巻二十四冊、慶安三年刊)
 巻十二「齋藤実盛を義勇の士といふ説」

実盛が討死は第三番の討死に当れり。されば此者兼てより此度討死を極めぬれば、血氣の勇の中にして第一の勇とすべき者也。故に末代の武士必ず此実盛が志をもつてむねとし給へ。然れば平生に其身を正しくして、礼義を守り、時至つて君の為、世のためになる時は、命を落花のごとくすべし。
 (『平家物語評判秘伝抄』巻七下「実盛最後」18ウ〜19ウ)

『源平盛衰記』(四十八巻二十六冊、慶長古活字版)

巻二十三「鷲尾三郎経春が説」

(巻三十六「鷲尾一谷案内者」)

巻三十一「螺贏、雷を取説」

(巻十七「栖輕取雷」)

巻三十九「畠山重忠、巴女と戦ふ説」

(巻三十五「巴関東下向」)

『参考太平記』(四十一巻四十一冊、元禄四年刊、今井弘濟考訂、内藤貞顕重校)
 巻十二「北条時政は法師時政が後身と云説」

(巻五「時政參籠江島事」)

巻二十一「後鳥羽院、隠岐国にうつされ給ふ説」

巻二十三「畑時能、流矢にあたる説」

(巻二十二「畑六郎左衛門事」)

巻二十三「今庄入道浄慶が説」

(巻十七「義鑑坊義治を匿す事」)

巻二十四「妙吉侍者は天狗の化現といふ説」

(巻二十六「妙吉侍者が事」)

巻三十三「頼豪阿闍梨は大江匡房の兄と云説」

(巻十五「東坂本責むべき評定の事」)

巻四十「塩谷高貞が妻が説」

(巻二十一「塩治判官讒死事」)

『前太平記』(四十一巻四十一冊、藤元元著)

巻二十一「貞純親王、白龍と化給ふ説」

(巻一「貞純親王化白竜給事」)

巻二十二「平将門、箕田の城を攻る説」

(巻四「重箕田城合戦」)

巻二十二「平貞盛は仁義の良将といふ説」

(巻六「五郎將為討死事」、「貞盛仁和寺詣事」)

巻二十二「碓井貞光、頼光の臣となる説、附、同人強盜、保輔を搦捕説」

(巻十六「碓井貞光事」、巻十七「碓井貞光虜保輔事」)

巻二十二「卜部季武が説」(巻十五「頼光朝臣総州下向事付卜部季武事」)

巻二十二「酒田公時、頼光の臣となる説」

(巻十六「頼光朝臣上洛事付酒田公時事」)

巻二十六「花山院御出家の時、侍臣、阿部晴明に内通する説」

(類話、巻十八「主上潜幸花山寺事」)

巻二十六「相馬の将門謀叛のとき、六郎公連諫死の説」

(巻一「将門僉議事付公連諫死事」)

巻二十八「源頼義の母修理命婦の説」

(巻二十三「千手丸殿誕生事」、「千手丸殿元服事」)

巻三十一「狭穂姫の説」(類話、巻二十六「後冷泉院御即位事付落星事」)

『太閤記』(二十二巻二十二冊、寛永三刊、小瀬甫庵著)

巻十三「松田左馬介、忠義の説」

(巻十二「松田尾張守事」、「氏政氏照切腹之事」)

『本朝故事因縁集』(五巻五冊、元禄二年刊)

巻十一「紀良貞、蛙の女にばけたるに逢説」

(類話、巻五の百五十五「住吉和布」)

巻十二「北条時政は法師時政が後身と云説」(巻三の六十「榎嶋弁財天」)

巻十三「鳥村弾正左衛門、蟹となる説」

(巻一の八「宇治川蚩戦」、巻二の四十六「平家蟹」)

巻十三「常陸坊海尊、仙となる説」(巻一の十五「常陸坊海尊、成仙人」)

巻二十六「崇徳院、讃岐の松が浦風の御歌の説」

(巻一の二十九「讃岐国松浦恋忘貝」)

巻二十八「西行法師、崇徳院御廟に詣でて歌を読む説」

(一部同話、巻五の百十八「勝鬼坊塚中言語」)

巻二十九「摂津国二恨坊が火、河内国婆が火、近江国油盗の説」

(一部同話、巻四の九十一「摂州高槻二恨坊火」)

卷二十九「播摩国不増不滅の水の説」(巻五の百五十「播州不増不滅之水」)
 卷三十「周防国天養果の説」(巻四の百「周防国天養果」)

『本朝女鑑』(十二巻十二冊、寛文元年刊)

巻七「雄略帝の後幡梭姫、帝を諫給ふ説」(巻三の二「幡梭皇后」)

巻七「光明皇后、浴室にをひて阿闍仏あじくを押し給ふ説」

(巻三の五「光明皇后」)

巻十四「日向髪長媛が説」

(巻七の一「髪長媛」)

巻十四「松浦左用媛、望夫石となる説」

(巻五の六「狭夜姫」)

巻三十一「狭穂姫の説」

(巻五の一「狭穂姫」)

巻三十三「筑紫磐井が母が説」

(巻九の二「筑紫磐井母」)

巻三十三「菊池寂阿が妻が説」

(巻四の六「菊池入道寂阿妻」)

巻三十三「結城親光が妻が説」

(巻四の四「結城親光妻」)

巻三十三「奈良左近が妹が説」

(巻八の七「奈良左近妹」)

巻三十八「檀林皇后御歌の説」

(巻二の三「檀林皇后」)

『比売鑑』(三十一巻三十一冊、宝永六・正徳二年刊、中村楊齋著)

巻十六「小督局、名言の説」

(巻十七)

『古老物語』(六巻六冊、万治四年刊)

巻八「道臣命は物部の祖にして、武士をものゝふと訓ずるはじめと云説」

(巻一「武士をものゝふといふ事」)

滅却せし事」)

古浄瑠璃『清原右大将』(一冊、延宝五年刊)

巻二十六「多田満仲、清原右大将秋忠が為に讒せらるゝ説」

古浄瑠璃『恋塚物語』(一冊、延宝九年刊)

巻二十三「渡辺左衛門源渡、僧となつて俊乗坊重源と号する説」

なお、『内裏雜』巻三「恋塚寺」、『都名所車』「鳥羽恋塚寺」にも同話がある。
 『塩尻』(百巻、天野信景著)

巻十一「紀良貞、蛙の女にばけたるに達説」

(類話、巻十二)

巻二十六「崇徳院、讃岐松が浦風の御歌の説」

(巻十二)

『本朝通紀』(五十五巻、元禄十一年刊、長井定宗編)

巻十四「紫式部、楽天が香炉峰の詩の意にて簾をあぐる説」

帝(2)、式部が才を試さんと欲して俄頃之に謂て曰く、「香爐峯の雪は如何」。式部、徐おもむに起きて前んで御簾を捲く。帝、愉よろこべる色有り。此れ、

唐の楽天が「香爐峯の雪は簾を撥て看る」と云句を記憶して帝の意を悟れる者なり。後、左衛門佐直孝に嫁して大式三位弁の局を生む。

(『本朝通紀』前編巻二十一、18ウ19才)

右と同説は『臚余雜録』(五巻五冊、承応二年刊、永田善齋著)巻三、十六

丁表にもある。

巻十五「元昉僧正、環亡の相ある説」

(前編巻十、18才〜19ウ)

巻三十二「垂水広信が説」

(後編巻十、4才〜5才)

『本朝俗談正誤』(三巻三冊、元禄四年刊)

巻七「南朝の准后廉子、追出せられ給ふ説」

後醍醐(3)、准后にをばれて内縁の政に従ひ玉ひし事、人みなしれり。

(類話『本朝俗談正誤』巻二の三十、13ウ)

『新編鎌倉志』(八巻十二冊、貞享二年刊、河井恒久撰、松村清之訂、力石忠

一補)

巻十二「源頼朝、伏木の中に仏像をかくす説」

東鑑(4)に、治承四年八月二十四日、梶山敗亡の時、頼朝、髻の中の正観音

の像を取りて、或巖窟に安じ奉らる。土肥実平、其御意を問ひ奉るに、仰

に云、「首を景親等に伝ふるの日、此本尊を見れば、源氏の大將軍の所為に

非ざるの由、人定めて誹を貽るべし」(『新編鎌倉志』巻一「相承院」)

巻三十二「里見氏、尼を奪ふて妻とする説」

此地は元太平寺の旧跡なり。(略)生実御所源義明息女青岳和尚、皆此寺に住持すと云ふ。房州の里見氏兵乱の時、住持青岳和尚を奪ひ取りて、妻としてより以来、寺類破すとなり。(同書、巻二「高松寺」)

『京童跡追』(六巻六冊、寛文七年刊、中川喜雲著)

巻五「垂仁天皇御宇、八つの日輪出しを射さしめ給説」

そのかみ日輪九つ中天に見えし時、聖徳太子、弓矢もて射たまふに、八つは消のこる。一つ鳥となりて射おとされ、首此所にとまらる。(類話、『京童跡追』第四「玉造稻荷」)

(類話、『京童跡追』第四「玉造稻荷」)

『江戸名所記』(七巻七冊、寛文二年刊)

巻十二「渋谷金王丸、後に土佐房と号する説」(巻七の二「渋谷金王楼」)

『古郷帰乃江戸咄』(六巻八冊、貞享四年刊)にも同話がある。

三、『広益俗説弁』俗説批評の周辺

俗説を述べた後に「按ずるに」で始まる『広益俗説弁』の俗説批評については、当代の通史・史論・随筆類にも類似した批評内容を見ることが出来る。このうち林羅山『本朝神社考』や貝原益軒・好古の著書に『広益俗説弁』の俗説批評と同様の評があることはすでに指摘した。さらに、山崎闇斎・松下見林・黒川道祐・白井宗因・藤井懶齋・安積澹泊・谷秦山・新井白石・長井定宗・天野信景等の著作にも『広益俗説弁』の俗説批評に通じる内容があることがわかった。今回挙げるのは『広益俗説弁』のごく一部の説ではあるが、これらに他書の説と比較することによって、著者蟠竜の歴史・人物批評の背景や考え方を垣間見ることが出来る。

1、歴史・年代考証から仏説批判に及ぶ説

『東寺の門前にて稻を荷へる老人を、稻荷とあがむる説』巻二

俗説云、「空海、東寺の門前にて、老人の稻を荷へるにあひ、約束の旨あつて、これを祭りて東寺の鎮守とす。稻をになへる故に、稻荷大明神と号す」

す。今按るに、非なり。『諸神記』云、「元明天皇和同四年二月九日、倉稲魂神、始て伊奈利山に現す。地主神は則ち荷田明神也。其の地に之を祝る。故に稻荷大明神と号す」

『神社便覧』(刊一冊、寛文四年跋、白井宗因著)

一書に曰く、「弘法、東寺の門前に稻を荷へる老翁に逢へり。大師、以て東寺の鎮守と為す。其の稻を荷なふを以ての故に稻荷と名づく」云云。蓋し此の意に非ざる也。此の地主、荷田の大明神の地に倉稲の魂を置く也。斯に依りて稻荷の二字を神号と為す也。(略) (10ウ)

『扶桑記勝』(三十三巻九冊、貝原篤信著)巻二

稻荷と云者は、所謂荷田神地置倉稲魂故也。世俗に、「空海、東寺の門前に於いて稻を負へる老人に逢ふ」と云説有り。之を用ひず。『山城風土記』の説も稻を負へる老人の事なし。

『愛宕神は日羅を祀り、本地は勝軍將軍といふ説』巻三

愛宕の神は伊弉冉尊と火皇彦靈命をまつり奉る。(略)『豊芦原卜定記』云、「天神第七の陰神なり。(略)此神、火を防ぎ且産火を忌給ふは、軻軟突智にやかれて退去によつてなり」(略)又黒川氏云、「勝軍地蔵といふ事は仏経になきことなるを、天応年中に慶俊といふ僧、我朝、武を尚ぶ国なる故、勝軍の二字を附会せし」といへり。

『雍州府志』(十巻十冊、貞享元年序、黒川道祐著)巻三「神社門下 愛宕権現」

慶俊、勝軍地蔵を併せ祭る。然れども、地蔵に元と勝軍の号無し。本朝、武を尚ぶに依りて、慶俊、附託して謂へらく、「本尊は勝軍地蔵なり。これを崇むるときは則ち必ず勝利を得ん」と。茲に依りて、武家、専ら之を尊崇す。

『遠碧軒記』(延宝三年成、黒川道祐著)上之一「神祇」

⁽¹⁰⁾ 本社は本伊弉册の尊にて陰神也。(略)さていざなみの尊、軻遇突智を産給ひて、其火のために焼れて死す。夫ゆへに産火をことの外に禁するは此子細なり。

「大隅正八幡は天竺陳大王の孫と云説」卷三

此説、甚だ非なり。『諸神記』云、「大隅正八幡宮は、中は応神天皇、右は神功皇后、左は仁徳天皇」とあり。

『塩尻』卷十一

⁽¹¹⁾ 大隅正八幡は俗に天竺陳大王孫也といふ、非也。『諸神記』に「大隅正八幡は中は応神天皇、右神功皇后、左仁徳天皇」とあり。

「日待・月待・庚申待の説」卷四

俗間に、「僧徒、巫覡をして日待・月待・庚申待をなすもの有。(略)まつりて夜ふさざれば、福録を得る」と云。

今按るに、各非なり。(略)山崎垂加云、「日月星辰のまつりは天子の事なるを、道士おかしめるより、釈氏もならひて日まち・月まちすとて、酒をのみ暮・双六をうちて、夜をあかし朝にいたる。人のおろかなる、これにひかれてたからをついやすのみならず、天罰をかへり見ざる、かなしむべきなり」といへり。

右の「山崎垂加云」以下は、『垂加翁神説』(三卷、山崎闇齋撰、跡部良顕編)巻上に同様の文がある。

『閑筆筆記』(三卷七冊、正徳五年刊、藤井懶齋著)巻中

俗之を察せずして僧を請つけ、(略)巫覡尼媪をして、己に代はり夜を守らしむ。其の自ら守るが如きに至りては、又哇言突暴、飲燕歌舞至らざる所なし。是の如くして睡を防ぐ時は、神助ありと謂ふ。惑へること甚だしきなり。(30ウ31才)

「夢想薬を売説」卷二十八

俗間、「いづれの神いづれの仏の夢想をつけて此薬をひろむ」といひて売者あり。(略)かならず、かゝる薬などをみだりに用る事なかるべし。

『本朝俗談正誤』卷一の八「病に夢想薬をのむ誤」

ちかごろ、ことにはやり出したる事也。げにくしき神仏の直に出て合されたる薬にても、その一薬を以て万病を治する道理、さらになき事也。(9才)

とで、幡童は『諸社根元記』の記事をもとに、稻荷大明神とは倉稲魂神と荷田神であるとし、また大隅八幡神は天竺陳大王とは無関係であると指摘する。またでは、愛宕神は伊弉冉尊と火皇彦霊命であり、勝軍地藏を本地とするのは慶俊という僧による附会であると俗説の神仏習合説を否定している。さらにでは、祭式を犯す僧徒等や偽の神仏信仰者への批判をしている。

2、人物・年代・事物考証の説

「富士浅間神は赫夜姫を祀るといふ説」卷三

俗説云、「(略)此国に老翁・老婆あり。(略)あるとき竹の節の間に一女を得たり。そのかたち甚だ美にして、夜も光りかゞやく故に、赫夜姫と名づく」(略)開耶姫・赫夜姫、相にたるが故に謬伝へ、剩好事の者、『華陽国志』に載竹間の男子の事になぞらへ、『異苑』云、「漢に昔女子水浜に洗ふ。大節の竹有り。流れて女の足の間に入る。之を推すに去らず。小児の啼き声有り。之を破りて一男児を得」和漢同日の妄誕なり、まつけたる説なるべし。

『閑筆筆記』巻中

『増統韵府群玉』に『華陽国志』を引いて云く、「夜郎に初め女子あり。遼水に洗ふ。三節の大竹有つて、足間に流れ入る。其の中に声あるを聞きて、竹を剖れば則ち一子を得たり。懐帰して之を養ふ。其の長に及んで武才有り。自立して夜郎侯と為る。竹を以て姓と為す」我が竹採の翁物語は、之を

傳会するか。鴨川丹塗りの矢も又同日の譚なり。(19才)

「天智帝、山科に御幸有て登天し給ふ説」巻五

松下氏云、「(略)『日本紀』云く、「天智天皇十年九月、寝疾不_み予_ま。十月、疾病_み弥_ま重_し。十二月乙丑、近江宮に崩じたまふ。」(略)是、国史の明文なり。崩じ給ふ所は近江の滋賀宮なり。しかるを、後世あやまつて行劔居士が事を混雑して、天智天皇とするのみ」

以上は『前王廟陵記』(二巻二冊、松下見林著、速水常成補)巻上、19ウ、20ウ「今按」以下の文をそのまま引用したもの。

『閑筆筆記』巻上

『日本紀』に曰く、「十年九月、天皇疾_{やま}に寝て不予_まなり。天皇、疾病_い弥_い留_りまる。勅して東宮を臥内に引き入れ、詔して曰く、「朕疾_{やま}はなはだし。後の事を以て汝に属す」十二月癸亥の朔、天皇近江の宮に崩じて新宮に殯_かす_りと。夫れ、此の如し。奚_{なん}山_ぞ科_に幸_するに暇あらん。(23ウ)

「清和天皇、相撲の勝負によつて即位の説」巻六

文徳帝在位の時、相撲の勝負によつて惟仁即位とは、弥_い誤_りれり。『三代実録』に、嘉祥三年三月廿五日、惟仁誕生。十二月廿五日、立て皇太子と為_す。天安二年八月廿七日、文徳天皇崩御。同十一月七日、天皇位に太極殿に即_すく」とあり。此とき、惟仁八歳にならせ給ふといへども、其母尊き故にかくのごとし。殊に惟喬方より相撲に出たりといふ紀名虎は、「承和十四年六月己酉、散位正四位下紀朝臣名虎卒す」と『続日本後紀』に見えたり。此時、惟仁にまだ誕生なきをもつて、俗説の相違を知べし。

『羅山先生文集』(七十五巻、寛文二年刊、林羅山著、林鷲峯編)巻二十六「惟喬弁」

『三代実録』に云く、「嘉祥三年三月二十五日癸卯、惟仁誕生、十一月二十五日戊戌、立ちて皇太子と為る」時に誕育九箇月也。是年僅に八歳、夫れ

良房の威を以て誕育の年、既に太子と為る。縦使_た惟_し喬、其位を望むとも、豈に克く及ぶことを得んや。必ず然るべからず。若し夫れ那都羅、名虎と倭訓同くして一人ならば、則ち奈何ぞ惟喬の外祖父を以て、力士と争ひ角_たん_んや。況んや名虎が死すること、已に久しきをや。(23ウ)

蟠竜の俗説批評は、右の『羅山先生文集』「惟喬弁」をもとにより詳細な考証を付け加えたもの。なお『本朝通紀』巻十六、十四丁裏にも右と同様の内容がある。

『雍州府志』巻二「神社門上 惟喬宮」

伝へ言ふ、「惟喬・惟仁両親王、継嗣を争ふ時、相撲の勝負を以て之を決す」と。故に、角觥の徒、専ら斯の社を崇む。誠に笑ふべし。凡そ、儲を定むるは、天下の大事也。軽く角力を以て決すべき者にあらず。且つ『続日本紀』を案するに、承和十三年、紀名虎卒す。此の時、惟仁親王、未だ誕生せず。豈に名虎・善雄、角觥の事有んや。

「延喜・天曆の聖代と云説」巻六

諸実録を考るに、延喜・天曆の帝の聖徳、かつてなし。(以下、醍醐帝の不孝、村上の淫乱を指摘する。(略)ある人のいはく、『千載集』の序に、「延喜のひじりのみよには『古今集』を羂らばれ、天曆のかしこきおほんときには『後撰集』をあつめ給ひ」とあるを見て、延喜・天曆をならべて、聖の御代とあやまりいふなるべし」と。左もあらんかし。

『本朝俗談正誤』巻二の四十九「延喜天曆を聖の御代と云誤」

『古今集』『後撰集』などの序に「ひじりの御代」とかきしは、その時の当代なるゆへにはひ奉りていへるなり。それを後の世の人は何の詮議もなく、堯舜の御代のやうにをもへり。和哥集のあやまりにてはなくして、後の人の本朝の学問にうときゆへなり。(略)聖武、政_まに_つを_こたりて、正月元日の天下安全の御政をもつとめ玉はず、(略)清曆の大忠により、その後桓武天皇出玉ひて聖武・孝謙の虐政をあらため玉ひ、神も玉法もなをのこる世と

なれり。其の後、醍醐・村上より政をとるへて、(略)(24ウ〜26才)

「延喜帝、寒夜に御衣をぬぎて民の苦を知給ふ説」卷六

延喜帝、寒夜に御衣をぬぎ給ふとは、一条帝の御事を取ちがへたるものなり。

『閑際筆記』卷上

醍醐帝、一条帝、寒夜に御衣を薄くして、以て民勞を察す。然れども仁政未だ達せず。孟子の所謂徒然か。(21ウ)

「蟬丸は延喜帝第四の宮にて盲目といふ説」卷九

俗説云、「蟬丸は延喜帝第四の宮なり。うまれながら盲目にて、よく琵琶を弾じ給ふ。(略)後世、王坂と書し、四宮河原の名あり。」(略)

今按るに、三光院殿の御説に「世人、蟬丸を盲目と云はあやまりなり。『後撰集』に、「相坂の関に庵室をつくりすみ侍りけると、行かふ人を見てよめる、これやこのゆくもかへるもわかれつゝするもしらぬもあふさかのせき」とあり。「行かふ人を見て」とあるにて、盲目ならざるをしるべし。又、延喜帝の皇子といへる説は、弥誤なり。『古今』に、此人のうたいれり。延喜五年に『古今集』を撰べるとき、醍醐帝御としわづかに二十三歳にならせ給ふをもつて誤りをしるべし」とあり。(略)又、王坂、四宮河原の事、弥非なり。

『本朝通記』前編卷二十

世伝ふ、「蟬丸は延喜帝第四の皇子也。故に隱栖の近畔、四の宮河原の名有り。此の説、非也。夫れ国史を按るに、帝の春秋今歳僅かに二十二、豈に敦実(とんじつ)に事へて、而して後、去りて幽居を求むるの皇子有らんや。時代を以て正説に非ざること知りぬべし。或ひは又曰く、「蟬丸は盲目世を遷れ、時琵琶を弄じて楽しむ。(略)」然ども、詠歌の序に曰く、「蟬丸、会坂の関に在りて往來の人を見る」と。盲人に非ざること、又知りぬべし。

(9ウ10才)

『雍州府志』卷三「神社門下 諸羽大明神」

俗に謂ふ、「蟬丸は延喜第四の宮なり」と。此の社、四の宮と称するに依りて、是を蟬丸の宮と謂ふは、これ謬伝なり。

「百合若大臣むくりこくり退治の説」卷九

『歴代皇紀編年集成』『八幡愚童訓』等を考るに、「弘安四年、蒙古より、高句麗を案内者として日本を襲しが、筑前博多にて大風にあひ、船やぶれてくつがへりて、死する者多し。回国志摩郡鷹島(略)といふ所にて、敵の大將范文虎等、よき船をえらびのりかへる」とあり。むくりこくりとは、蒙古(もく)・高句麗(こうくわい)なり。高麗を、『通鑑』『東国通鑑』『北史』に「高句麗(こくり)」と書し、『後漢書』『綱鑑大全』等には「高句驪(こくり)」と記せり。『中原康富日記』に、「高句麗」を「こくり」と訓ず。『名目抄』に、「麗、本音リ」とあり。

『扶桑記勝』卷七

蒙古と高麗の兵、日本に來たりしを、日本にてむくりこくりと云。むくりとは蒙古也。音通ず。こくりは高句麗也。高麗の本名也。高句麗こくりと音通ず。此事『康富記』に見えたり。(略)蒙古高麗の兵、筑前博多に攻め來る。日本人ふせぎたゝかふ。其後むくりこくりが船、暴風にあひ、五龍山にて船やぶれ、おぼれて死する者多し。残る大將范文虎以下、よき船をえらび乘て逃る。(略)

「浦島子、蓬萊にいたり三百四十余年を経て歸る説」卷十

『日本紀』に、「雄略帝の御宇二十二年七月、丹後国余社郡管川の人、水江の浦島子、蓬萊にいたる」とあり。「舍人親王の『日本紀』を奏上せられしは、元正帝の養老四年五月廿一日」と、『続日本紀』に見えれば、彼浦島子が蓬萊より歸れること、『日本紀』編纂の前にあるべし。しからずは、親王、何によつて、浦島が蓬萊にゆけることを知給はんや。殊に聖武の朝にえらばれしといへる『万葉集』に、浦島が古郷にかへりて死せしことをのせたるを見れば、其後百余年を経て淳和帝の御宇にかへれりと云浦島子は、同名異人なること明らかなり。

『本朝通紀』前編卷三

右挙する所の嶋子が事跡、悉く『日本紀』の載する所にして聊か殊説を雑へず。然れども『日本紀』仙山に遊ぶの事を謂ひて、帰郷の年月を謂はざる也。『扶桑略記』及び『万葉集』の註、各々載す浦嶋子が、雄略二十二年を以て登仙し、淳和天皇天長二年、故郷に帰ると。然れども親王の『日本紀』を撰する、元正天皇の時に在り。元正帝、淳和帝に先だつこと九代、親王何を以て其の蓬萊に到ることを知ることを得んや。『記』『略』『万葉』の説、疑ふべし。『本朝神仙伝』唯だ云ふ、「百年を経て故郷に帰らば、『日本紀』の撰、嶋子が帰郷の後ちに在り」是を以て之を見るときは、則ち『仙伝』の説、其の實を得たるか。惜しい哉、親王の記冊、嶋子が帰郷の年月を闕く。

(27才~28才)

「源義経、天狗に剣術をまなび(略)五条橋にて千人斬の説」卷十一

鞍馬の僧正が谷は、僧正と云天狗すめる故の名にはあらず。『真言伝』に、「鞍馬の僧正が谷、稻荷山の僧正が峰は、吉演僧正「慈濟」のおこひ給ひける跡」と記せり。(略)義経、亡父の追善に往來の者を千人きるといへるは、是いかなる事ぞや。(略)何の罪もなきものを千人きりころさば、追善にはあらで、追善なるべし。思ふに、これも、武夫は人だにきればよしところへ、義経の武勇を称せんとて、跡かたなき事を妄作し、かへつて其人を罪するのみ。

『内裏雜』(六卷六冊、享保二年刊)卷四「僧正谷」

此谷は大天狗僧正坊の住し所といふはあやまりなり。僧正が谷といふは壹演僧正の閑居の地なり。

『本朝俗談正誤』卷三の六十七「判官千人ぎりのあやまり」

義経は無分別なる人なりしかども、又さやうのわけなき千人ぎりといふ事、あとかたなき事也。勇將はみだりに鳥けものをもころさず。まして人をや。(略)一人にてもみだりにころす人は武士にても人にてもなし。虎狼也。

(14ウ15才)

「松浦佐用媛、望夫石になる説」卷十四

望夫石といふもの、和漢おほし。程伊川の説に、「望夫石はたゞ是、江山を望みて石人の形のごとき者あり。今天下、凡江辺に石の立るものあれば、則ち呼んで望夫石とす」と『二程全書』に見えたり。これをもつて俗説の誤りを知べし。

『新編鎌倉志』卷四「望夫石」

異国にも又本朝にも、西国辺の海岸に往々にあり。程伊川云、「望夫石は、只是、江山を望んで、石人の形の如くなるものあり。今天下凡そ江辺に石の立つ者あれば、皆呼んで望夫石とす」爰にあるものも此類なり。

「妙吉侍者は天狗の化現といふ説」卷二十四

『鎌倉志』、『鎌倉大草子』を引きて云、(以下、次の『新編鎌倉志』の文章を引く。(略))

『新編鎌倉志』卷三「淨智寺」

『鎌倉大草子』に、「京村雲大休寺の開基、妙詰侍者は、夢窓国師の法眷にて、源直義の帰依僧なり。関東へ下向、淨智寺に住み、大同妙詰和尚と号す。悟道發明の人にて、正念に終り給ひし事、寺の旧記に残れり。しかれども『太平記』には、嘗てしらざる事を、いかなる無智愚盲のわざにやありけん、妙詰を妙吉と書き、或は愛宕の天狗の化したると記し置たり」とあり。

『雍州府志』卷四「瑞龍寺」

世に村雲の妙吉と称する者は、妙詰の誤りなりと。『太平記』に載する所も、亦妙詰を誤まり、且つ天狗星の化する所なりとす。是又虚誕の説なりと。按ずるに、斯の義、之を取るに足る者か。

以上はいずれも論拠となる書の説をあげて俗説を考証している。このうちのは説話生成の経緯を考証するもので、ではかぐや姫の話が木花咲耶姫の話と『華陽国志』の話に基づいていること、では百合若伝説が『八幡愚童訓』

や『中原康富日記』等に記された説等を合わせて作られたことを説いている。

また は、説話の誤りを指摘するもので、では『日本書

紀』の記事から天智天皇が山科にて登天したという説の非を、では『三代実録』、『続日本後紀』の記事から惟喬・惟仁位争いの話の年代的矛盾を、では

『千載和歌集』の文言によって、延喜・天曆を聖代とする誤説が作られたこと、では延喜帝の仁政説は一条帝の説を取り違えたものであること、では蝉丸

が延喜帝の第四皇子とする説と盲目説を『後撰和歌集』、『古今和歌集』をもとに否定している。また では『日本書紀』、『続日本紀』、『万葉集』の記事から浦島説話の年代的矛盾を、では義経伝説にいつ僧正谷の地名の由来が間違っていることと、義経が千人斬りをした説の誤りを、では松浦佐用姫伝説の望石夫がただの石にすぎないこと、では『鎌倉志』の記事から『太平記』の誤りを指摘している。

なお、『広益俗説弁』諸説の横にあげた『羅山先生文集』、『閑筆筆記』、『本朝通紀』、『雍州府志』、『扶桑記勝』等の書の説は、いずれも『広益俗説弁』と同じ説を記し、或いは同じ書を論拠に引いている。ただ『広益俗説弁』では、『本朝通紀』を除くそれらの書説よりも文中により多くの引用書名を記しており、本書が話の生成や正誤を正そうとする説話考証としての視点を備えていることをうかがわせる。

3、人物批評で、他説と同じ立場に立つ説

ここでは、歴史上の人物への評価がなされている説をあげる。

「聖武天皇は聖主といふ説」巻六

聖武帝に聖徳ましませし事、かつてなし。(以下、帝の仏教信仰、元昉を重んじた非、光明皇后の不義を指摘する。(略)(在位の政行、明主のするところにあらず。しかるを、聖人といひつたるは、仏法にふかく帰依し、僧を尊み、寺を多く建られし故、全く浮屠氏の私言なり。

『大日本史贊數』(五巻、享保五年成立、安積滄泊著)巻一「聖武天皇紀の贊」

即位の初、天変を畏れ、黎庶を憫み、徽猷善政、頗る古先哲王の風有り。

(略)而して帝、拳動輕佻、土木妄りに作り、下を恤むの誠、仏に事ふるの

心に勝つ能はず。天下の財力を殫して、以て方広仏像を鑄し、国分の二寺を七道諸国に剎建し、億兆の民を率いて、以て浮屠の法に帰せしむ。

『閑筆筆記』巻上

此の帝の、仏に惑へること甚だし。

(36才)

「光明皇后、浴室にをひて阿闍仏を拝し給ふ説」巻七

后、すでに玄昉僧正に通じ、善珠法師をうみ給へるなど、婦徳にそむきたる人也。彼、浴室をたて、みづから千人の垢を去とて貴賤と共に沐浴せしも、淫欲をほしあまゝにせんが為なり。

『本朝通紀』前編巻十一

太后光明子は、淡海公第二の女也。(略)后甚だ仏を好み、浮屠に淫し、帝を勧めて寺院を造る。(略)「膾餘録曰」后、帝を勧めて国分東大の両寺を建て、租税を費やし、民力を傷る。帝、輒く之に従ふ孱弱言ふべからず。(略)温室を設け、親から千人の垢を去り、共に沐し共に浴す。淫醜も亦孔だ醜。(11ウ〜12才)

『大日本史贊數』巻二「聖武の藤原皇后伝の贊」

孝謙皇帝の穢徳、彰聞するを怪しむ無きなり。

「元昉僧正、環亡の相ある説」巻十五

文敏翁評に云、「むかし漢の高祖、柏人といふところに宿せんとすといはく、「柏人は人に迫るなり」とて、宿せずしてされり。岑彭、蜀を伐つとき、嘗するところの地、彭亡といふを聞て、他処にうつらんとせしかども、日ぐれに及びしかば、心にまかせずしてとまりしに、蜀の刺客、いつはり降つて同宿し、其夜、岑彭をさしころしたり。後人これを論じて、「高祖、柏人の名をいみ、これを去て福を全くし、岑彭、彭亡の地をにくみ、これにとまつて災を生ず」といへり。これ玄昉に似たり。しかれども、昉たとひ唐にありとも、淫悪あらば、なんぞ身を全くせん。帰朝すとも、淫悪なく

んば、なんぞ災を生ぜんや。昉が淫なる、蠱なる、皆悪といふべし。支那・本邦、地を易へば皆しからん」とあり『羅山文集』。考見るべし。

右の全文は、『羅山先生文集』巻二十六「環亡弁」をそのまま引用したもの。また、『本朝通紀』巻十、十八丁裏、十九丁表も同じ文を引く。

「鳥羽院、嫡を廃し給ふ故に保元の乱おこる説」巻二十一

『古寺談』を見るに、「鳥羽院の皇子崇徳院、実は白川法皇の御子なり。其故は、待賢門院璋子、法皇御養子の儀にて入内せられしに、法皇密通ありて懐妊の、ち、鳥羽院の妃となり、程なく崇徳院を生給へり。鳥羽院、其由をしるしめして、叔父子とおほせられ、常に御不快にておはしけり」とあり。これをもつて思へば、禍のもととは白川帝に萌せり。(略)(参考保元物語)

右の全文は、『参考保元物語』(刊九冊、元禄六年刊、今井弘濟考訂、内藤貞顕校)巻三、四十九丁裏、五十丁表の内容を引用したもの。

『保建大記打聞』(三巻三冊、享保五年刊、谷重遠著)巻一

崇徳天皇、陽は鳥羽の御子と申せども、実は白河天皇孫婦の待賢門院に通じ玉ふて出来たる御子なり。災孽の備、此の帷薄の穢れより起れり。

(21ウ、注)

『読史余論』(正徳二年成立、新井白石著)巻上、「上皇御政務の事」

白河、その義女に私し、その妊めるをもて孫婦とし、その免するを待てやがて天位を嗣しむ。鳥羽また娶應して、多くの男女をうましめたり。其子、なにの罪かある。其母を寵して其子をにくみ、かつはまた艶妻にまどひて幼子をたつ。崇徳、また其仮父をうらみて同母の弟をせめ、(略)

「武田信玄は曾我時致が再生といふ説」巻二十三

曾我五郎時致は、淫奔放蕩のそしりありといへども、工藤祐経を討つて父が讐を復せり。取ところなき者にあらず。武田入道信玄は彼に異なり。其罪

悪の尤ものをあぐるに、父信虎を追出して甲州を領せり。(略)信玄、父を追出ありしことはりながら、「一生、論語」を手に取たまはず」と『軍鑑』に記したり。思ふに、晩年になりとも『論語』を手にふれなば、不孝を悔、旧悪を改めるころも有べきにと、いと恨めし。

『閑筆筆記』巻上

世に伝ふ、「武田信玄、其の父信虎を逐ふより、後、『論語』を読ことを廃す。是羞悪の心、猶存ること有り。」然らば、蓋そ其の心を推て、父を道路に死せざらしめんや。此れ、其の二世を没へずして、国亡ぶ所以なるか。

(2才)

「鎌田兵衛政清を忠臣といふ説」巻二十七

鎌田が忠義、かつて聞ず。其罪悪、長田よりも重し。(略)義朝が父をこるせるは、其もと鎌田がすめより出たれば、鎌田は君を弑せし者なり。其後、義朝が長田に害せられたるも、父をきりし報ひなり。これをもつておもへば、鎌田は為義を弑せしのみにあらず。義朝をも弑せるものなり。

『大日本史賛藪』巻三上、「源義朝の伝の賛」

頼朝、鎌倉政家の後を録せしは、厚しと謂ふべし。然れども、義朝に父を殺すを勧めし者は政家なり。

「佐々木盛綱、馬にて海をわたす説」巻三十二

俗説云、「佐々木盛綱、備前の児島を馬にて渡せしとき、頼朝、書を賜りて武功を賞せらる。(略)」

今按るに、是よりさきに、源頼信、馬にて海を渡されしことあり。(以下、『今昔物語』巻二十五「源頼信朝臣、責平忠恒語」第九の、源頼信が海を渡つて平忠常を攻めた話を引く)頼信は頼朝五代の祖なり。其武功をわすれ給ふはいぶかし。

『読史余論』巻中、「中世以来、将帥の任、世官世族となりし事」

『宇治拾遺物語』に、河内守頼信、上野守にてありしとき、平忠恒をつつ。海の浅所を知て渡る。(略)「海を渡る事、藤戸を始とするは非歟」。

「西行法師、江口遊女に逢説」卷三十三

俗説云、「西行法師は鉄肝石腸の人なり。江口遊女に一宿してかれにたはれず。(略)」

今按るに、西行が鉄肝石腸、おぼつかなし。(略)嫌疑を避るの心はあるか。あらば、など娼家に宿するや。言行表裏、大にいぶかし。

『本朝通紀』後編卷一

西、黒衣法筵の身を以て、強ひて婦家に宿し、而も女を引て終夜談話す。是、世僧の愧づる所にして、西が節操の顕はるゝ所なり。(26ウ)

「平重盛、源頼朝を伊豆国に流す説」卷三十八

頼朝を伊豆に流せしは、重盛一世の不覚なり。(略)頼朝の時にいたつて範頼・義経・義仲を滅し、其身も程なく薨せらる。其子頼家・実朝、相つゞきて弑せられ、天下、北条が掌握となれり。これこそ、義家の嫡孫滅びたりともいふべし。しかれども、終に関東より乱を起して北条をかたづけし者もなく、九代まで不義の富をなせり。又、重盛、善者なりといへども、聖賢にあらざれば、あやまりなき事あたはず。(略)金を徑山に渡し、念仏の礼賛、熊野の命請、布引滝に難波をいれしたぐひ、是、其愚なる所なり。

『閑際筆記』卷上

平重盛脚を孰か有徳の人に非ずと謂はん。但し少し不明の処あり。金を育王山に嘸、頼朝を豆州に放つの類を觀て知るべし。(2ウ)

以上は、歴史上の人物に対する評価がなされている説である。では聖武天皇が仏教に泥んだ非、

皇が仏教に泥んだ非、

は光明皇后・元昉・白川帝・西行の淫悪、

では武田信玄・鎌田政清・平重盛の不義不覚を指摘する。

蟠竜の批評の方法には、 のように他説をそのまま引用してその著者や書

名を明記する場合と、その他の説のように自説他説の区別なく述べる場合とがある。では、『閑際筆記』にもいつ信玄の親不孝説をふまえ、信玄の曾我時致再生説を否定し、また、では、『読史余論』にもいつ、馬で渡海したのは源頼信が初めであると説を、先祖頼信のその功績を見逃した頼朝への批判として展開させ、では、平重盛が頼朝を助命した非について、『閑際筆記』にもいつ重盛評を併せて述べている。これら蟠竜の諸説のごまが独自の論であるのかは明らかにはできないが、いずれにしても、蟠竜が当代にある他書の説とある程度同様の人物観・歴史観を持っていたことは確かなようである。

4、年代考証・人物批評で、他説とは異なる独自の説。

次あげるのは、年代考証や人物批評のうち、他説とは異なる評価が蟠竜によつて述べられている話である。

へ婦女説話

「雄略帝の後幡梭媛、帝を諫給ふ説」卷七

近年印行の書に、幡梭媛を婦徳ありと称せし説、あまたあり。しかれども、幡梭媛は仁徳の皇女にて、母は日向長髪姫なり。幡梭媛、其兄履仲帝に愛せられて、中葺姫をうみ、又、雄略帝の后となり給ふ。中葺姫も其伯父大草香皇子(略)の妻となる。あるひは妹を娶り姪を娶る。倫理を絶滅すること、こゝにいたれり。なんぞ賢女とするにいたらむ。

『大日本史贊載』卷二「雄略の草香幡梭皇后伝の贊」

后、直言して之(注・雄略帝)を諫め、惟に舍人、誅戮より免れしのみならず、又能く、暴君をして善言を聞くを樂しましむ。楚の樊姫の莊王を諫めしより賢れり。

『本朝通紀』前編卷三

「藤井氏曰」人主の内助有る、其の益小さきに非ず。周宣の姜后、漢明の馬后、唐の太宗の長孫后の如き、以て見るべし。其の君の非を格すこと、動もすれば諫臣に過ぐ。我が茲皇后、豈に亦た彼に媿んや。伏して以てすれば、皇后、舍人が死を救ひて、而して帝の忿戾も亦た立ちに解く。夫の齋の晏子、

景公を諫めて圜人を殺すことを止るの事をと、相ひ近からずや。

(23ウ24オ)

「井上皇后、大蛇となる説」巻七

『水鏡』に、「井上夫人は光仁帝の妃なり。此腹に、他部親王とてありしを、東宮にたて給ふ。此とき、藤川百川、光仁帝第一の皇子山部親王をすゝめて、継母井上皇后に通ぜしめ、帝に后をうつませ奉る。后も山部にしたしみて、帝をそむき給ふ心出来りしかば、百川さまくにはかりことをめぐらし讒をかまへて、皇后、他部をうしなひ、山部を位につけまいらす。桓武天皇、これなり」(略)称徳帝、荒淫無道の主なりといへども、百川なんぞ臣たるの道をわするゝや。是等の不忠、豈に天罰をまぬがれんや。しかるを、皇后の怨念によりれと思へるは、理にくらきが故なり。

『水鏡』巻下「光仁天皇」

百川目聞心賢くして、如何様此第一の御子は行末の賢王、天下の宝にて御座せんずる御心ある君と見定奉りける。百川の心中こそ誠に賢き心なりけれ。(略)只偏に百川は我身の命を惜む心無くして、天下世間の世を身に替へて思遣るあまりの賢臣の心の故なりけり。(略)此因果にて我命の死せんずらんとは百川もさととり乍、我身に替へて寿をも惜まず、只世の為、天下の為人の能からん為をのみ思入て、遂に早く早世しけん。百川、惜し共云ふ計り無し。

『大日本史贊』巻二「光仁の井上皇后伝の贊」

事、『水鏡』に在り。本書、往々、旧史の諱む所を直書し、頗る其の実を得たる者有り。然れども、此れ、豈に人道ならんや。蓋し謂ふに、百川、後の淫縦を悪み、其の罪惡の稔るを待ちて、然る後、帝に奏して之を廢せしは、則ち或は之れ有らんも、未だ必ずしも、設計すること此の如く鄙褻ならざらん。此れ、殆ど伝者の妄のみ。然れども旧史は、「后と太子と、並びに巫蠱を以て廢せられ、日を同じくして卒す」と書すれば、則ち、掩匿して其の故を書せずと雖も、亦必ず非常の事有り。今、得て覈ぶべからざるなり。

『水鏡』に又云ふ、「后、生ながら化して龍と為る」と。(略)妒悍の婦人は、人の畏懼する所なれば、之を謂ひて龍と為すも亦宜なり。

「狭穂姫の説」巻三十一

狭穂姫が所為、一事の感すべきものなし。まづ狭穂姫、兄が叛心をあらはすととき、顔を犯して諫めざるは不孝なり。次に、短剣をあたえたるを請たるは不義なり。次に、やむことを得ずして剣を請ば、其刀をもつて自害せざるは不勇なり。次に、帝に問れて、かくすことあたはざるは不智なり。次に、皇子をいだきて敵の城にいれるは、不貞不忠なり。(略)我朝の狭穂姫も、舎兄あることを知て、夫君あることを知らずといふべし。

『本朝通紀』前編巻一

狭穂姫、性謹恭にして専ら婦道を守り、后と為るに遠んで、倦々として倍々后職を修む。既に兄逆志を為すに至りて、天下の為に其の計を告げ、兄の為に死を俱にして、忠敬の道を全うす。謂つべし、貞女なりと。身死し尸壊ると雖ども、其の名は方策に存して千数百歳凛々として涙びず。後世貞烈の風を知ることを要せば、惟だ此の人に存する者なり。借い哉、皇后苟くも兄の命を救はんと欲せば、初め天皇に奏するに、妾が望を許すこと有らば社稷の大事を以て之を告げしめて、天皇其の請を許さんこと必せり。是に至て其の約を堅くし、兄の反状を奏して、而して後、先言を奉じて兄命を請はゞ、狭穂彦其の誅を免がれ、自らも亦た后位を全うせんか。其の慮り、斯に及ばずして、兄妹ともに共に亡死す。呼鳴、千歳の下悲しむべきかな。

(25オウ)

『大日本史贊』巻二「垂仁の狭穂姫皇后伝の贊」

楚の棄疾・唐の李璣、父の逆を以て君に告げて、而も身を以て父に従ふ。後の君子、未だ、二子を以て逆党と為す者有るを聞かざるなり。是に由りて之を言へば、皇后の、兄に従ひて死せしは、独り罪すべけんや。且つ狭穂彦は皇后の言を以て誅死す。皇后、復た、面目の以て世に立つもの無ければ、則ち其の死するは、固より悲しむべし。(略)皇后の若き者は、女徳を辱し

めざる者と謂ふべし。

「檀林皇后御歌の説」卷三十八

壇林皇后野葬の事、正史・実録にかつて見えず。(略)然るを、妖僧附会して、「葬儀を用ひず、中野に棄」と記せしより、後世したがふて、其事蹟をのこせり。

『大日本史贊敷』卷二「嵯峨の橘皇后伝の贊」

薄葬を遺令し、民力を愛惜せるは、蓋し、死生の理に達せる者有り。豈賢に非ずや。

^頼朝説話^

「梶原景時、土肥の杉山にて頼朝をたすくる説」卷十一

或曰、楚の項羽が將、丁公といふ者、高祖を追て、短兵をもつてちかづきけるが、高祖のこばにめでゝかへりき。項羽ほろびて後、来りて高祖にまみゆ。高祖これを軍中となへて、「臣として君に天下をつしなはしむるものなり。此後、人臣としてこれにならふことなからしめむ」とて、終にきり。頼朝の梶原を近従せしめしは、漢高の智におよばざるにや「右、山崎垂加説。

(略)梶原が頼朝をたすけしは、忠にたれども、平家に属しながらなせしことなれば、則ふたごゝろなり。(略)かゝるものを忠義といへるも、俗説のあやまりなり。

右の「山崎垂加説」までの内容は、山崎闇斎著『大和小学』(万治三年刊)の三十三丁裏、三十四丁表の文章の引用である。

『閑筆筆記』卷上

義経不弟にして勇略あり。乱を作し国を争ふ。(略)景時蓋し謂ふ、「頼朝若早く計らずんば悔ゆると雖ども益なからん」と。故に勧めて之をこるさむ。思ひ無きに非ず。只管に梶原を悪むは、兒女の情なり。(25ウ26才)

『大日本贊敷』卷四「梶原景時父子の伝の贊」(参考)

梶原景時は、源頼朝の親愛する所たり。其の智数に任じて、善く人の意を揣り、軍謀を賛画して、汗馬の勞有り。(略)然れども、佞媚傾陥にして、英俊を排掩す。源義経を讒構して、遂に兄弟相容る能はざらしめ、頼朝、己れをして之を撃たしむれば、則ち禍を昌俊に嫁して、以て之を避く。何ぞ其れ功なるや。(略)以て讒夫の戒と為すべきなり。

「頼朝薨逝の説」卷三十一

さしもの頼朝卿の、女わらはへのごとく、死靈などにおびやかされてやみく<>と死し給ひけんは、無下にくちをし、痛はしき御事なるべし。『東鏡』には日々天氣の陰晴まで記しぬるに、頼朝卒去の事を欠たるはいぶかし。ともかくにも、云甲斐なき御最期なりけんかし。

『閑筆筆記』卷下

「源頼朝の卒月、『東鑑』に之を闕く。終わりを克せられざるを以て也。」是、世に傳説なり。『百鍊抄』に云、「平治元年正月十一日、右大将頼朝、疾に依りて出家す。十三日に薨す。」暴病暴死なること、諒に是れ疑ふべし。(2ウ)

^その他^

「在原行平、須磨浦にながされ松風・村雨に逢説」卷九

行平、須磨の浦に配流の事はまことにて、松風・村雨が事は非なり。(以下、後撰集』とその抄、『古今集』『撰集抄』を引用し、須磨配流の事実を指摘する。(略))

『本朝通記』前編卷十九

行平、嘗て罪在て須磨の浦に左遷せられ、貶所に在ること三年、徒然として日を遣るの餘り、松風・村雨の二海女に顧聘して之を戲淫し、或は又た繪嶋に逍遙して水を詠する女の詠歌を感嘆する事、野史・俗紀載て聒々たり。然れども、『三代実録』及び『行平上表』等、未だ嘗て左遷を言はず。故に

其の履蹟、枚挙するに足らず。除き以て伝考に譲る。或は伝ふ、「行平の左遷、仁和三年に在り」と。夫れ、『仁和実録』を按るに、行平の奥羽按察使を辞する、仁和三年也。正説に非ざることも又た明けし。(16オウ)

「松田左馬助、忠義の説」巻十三

左馬介、父が逆意を君に告ることは、李璣に同じといへども、李璣は、父死るときに自殺し、左馬介は、父誅せらるるときに死せず。棄疾は、父をすて讐につかふるを忘れて死し、左馬介は、父を棄、讐につかえても、恥るることなし。古語に「忠臣をもとむるはかならず孝子の門に於てす」とあれば、左馬介を忠臣とするは義にかなはず。

『塩尻』巻六

忠孝類説に左馬介が志を哀れむ。然れども、其父を諫る時死せず、亦父の謀逆を告る時死せず、亦其父諫せらるる時死せず、主降城陥る時に死せず、(略)但し左馬介、年甚若し。其志は觀るにたれり。

「平貞盛は仁義の良将といふ説」巻二十一

『今昔物語集』巻二十九「丹波守平貞盛、取児干語」第二十五の話を引き。(略)貞盛の不仁、此の如し。俗説もつとも相違せり。

『羅山先生文集』巻三十九「平貞盛」

君の為に賊を討ち、父の為に讎を復ゆ。忠有り、孝有り。亦善からずや。(11オ)

から までは婦女伝である。このうち の幡梭姫、 の狭穂姫、 の檀林皇后はいずれも貞女・賢女として『本朝女鑑』『比売鑑』にも取り上げられているのだが、ではその不義不貞を指摘し、では檀林皇后の野葬は史実にあらずとするなど、蟠竜はそれらの女性の貞賢には否定的である。また の井上皇后は、嫉妬ゆえに龍蛇と化したという悪女説が『水鏡』をはじめ『和漢三才図会』などにあるのだが、蟠竜は逆に井上皇后の非よりも、むしろ『水鏡』

では賢臣として評される藤川百川の不忠を主張していることに注目できる。

次の 梶原景時、の源頼朝の話についても蟠竜はともに二人には批判的であり、『閑談筆記』の評とは異なっている。ただ、蟠竜と同じ否定的な評としては、にあげた『大和小学』や『大日本史贊藪』の梶原景時論があり、これらの人物論については、当代に賛否両論の説があったことが推測される。

その他、の謡曲『松風』にいう在原行平と松風村雨の話については、『本朝通紀』に、須磨配流の事実は無しと述べられているのに対し、蟠竜は行平が六十九歳で須磨に配流された事が『古今和歌集』等に記されていると指摘する。また、では、『太閤記』で忠義の徒と称された松田左馬介を、蟠竜は逆に不忠者と批判する。左馬介については、『塩尻』でもやはりその忠孝に疑念ありとされているが、若年ということとその志はそれなりに評価されている。それに比べれば蟠竜の左馬介への批判は手厳しいといえるだろう。また、では、『前太平記』で仁義の良将とされ、『羅山先生文集』でも忠孝ありと評される平貞盛を、蟠竜は『今昔物語集』の記事から不仁の者として批判している。このように、総じて蟠竜の人物評価は他説よりも否定的であるといえる。加えて、例えば3の や、4の の評のように、人物の是非をより明確に示そうとするためか、『読史余論』や『大日本史贊藪』等での多層的な評価に比べると蟠竜の論は単純化され、わかりやすくなっている。

また、天皇や武将・婦女伝に関しては、安積澹泊『大日本史贊藪』、藤井懶斎『閑談筆記』、長井定宗『本朝通紀』、新井白石『読史余論』に『広益俗説弁』と共通の人物が見られる。『広益俗説弁』文中にはそれらの書を引用した旨の記述は無いが、その正編末の引用書目一覧に『本朝通紀』の名が、遺編の引用書目一覧に『閑談筆記』の名を見る。なお井上泰至氏によれば、『広益俗説弁』と『本朝通紀』との叙述方法に類似性があるとの指摘もあり、『広益俗説弁』が『本朝通紀』を参考にしつつ、時には批評的な視点からその諸説を取り上げた可能性もある。

なお『広益俗説弁』と『読史余論』『大日本史贊藪』との関係については直接的な関係は無いと思われるが、蟠竜は何かのかたちで間接的にそれらの説を見聞きすることができたのではないかとも思われる。当代の知識人と蟠竜との関係、とりわけ谷桑山や椋梨一雪との交友関係については、井上敏幸氏、白

石良夫氏による論が備わる。また情報交換の場としての書肆の役割についても、倉貞正江氏によって柳枝軒と彰考館との関係が、また加藤祐一郎氏、本間純一氏によって柳枝軒と蟠竜との関わりが論じられている。蟠竜は、そうした知識人や書肆との関わりをとおして、当代の儒学者間で行われていた人物・史論を享受したのではないだろうか。蟠竜の交友関係や知識享受のあり方については、今後さらに調査していきたい。

注

- (1) 福井市立図書館松平文庫蔵本(文・11・3) 国文学研究資料館マイクロフィルム。
- (2) 盛岡市公民館蔵本(105) 国文学研究資料館マイクロフィルム。
- (3) 矢口丹波記念文庫蔵本(2478) 国文学研究資料館マイクロフィルム。
- (4) 『大日本地誌大系』第十九巻(昭和四年、雄山閣)。
- (5) 『近世文学資料類従 古板地誌編1』(昭和五十三年、勉誠社)。
- (6) 東洋文庫『広益俗説弁』(平成元年、平凡社)および『広益俗説弁続編』(平成十七年、平凡社)。
- (7) 蓬佐文庫尾崎コレクション本(尾3・2) 国文学研究資料館マイクロフィルム。
- (8) 『益軒全集』第七巻(昭和四十八年、国書刊行会)。
- (9) 『新修京都叢書』第十巻(昭和四十三年、臨川書店)。
- (10) 『日本随筆大成』第一期巻十(昭和五十年、吉川弘文館)。
- (11) 『日本随筆大成』第三期巻十三(昭和五十二年、吉川弘文館)。
- (12) 酒田市立図書館光丘文庫蔵本(76) 国文学研究資料館マイクロフィルム。なお、市古夏生氏によれば、『閑筆筆記』正徳五年板には五月刊のものと九月刊の二種があり、出版規制に関わる内容変化が見られるという(『閑筆筆記』をめぐって 出版規制の問題 『国文白百合』第二十一号、平成二年三月)。本稿で用いたのは九月刊本。
- (13) 刈谷市立図書館村上文庫蔵本(917~919) 国文学研究資料館マイクロフィルム。
- (14) 『新修京都叢書』第二巻(昭和四十二年、臨川書店)。なお本書の底本は改題本

『山城名所寺社物語』。

- (15) 『日本思想体系』四十八(昭和四十九年、岩波書店)。
- (16) 金沢市立図書館稼堂文庫蔵本(599・283) 国文学研究資料館マイクロフィルム。
- (17) 『日本思想体系』三十五(昭和四十九年、岩波書店)。
- (18) 『新訂増補国史大系』第二十一上(昭和四十一年、吉川弘文館)。
- (19) 『軍学者流の通史』本朝通紀。軍書の側面を論じて「白筆」に及び(『上智大学国文学論集』第三十二号、平成十一年一月)、「江戸時代最も読まれた通史」(『館報 池田文庫』第十四号、平成十一年四月)。
- (20) 「椋梨一雪年譜稿」(『近世文芸』第三十二号、昭和五十五年三月)。
- (21) 「井沢蟠竜著述覚書」(『江戸時代学芸史論考』平成十二年、三弥井書店)。
- (22) 「水戸藩儒酒泉竹軒と韻書『洪武聚分韻』の編纂 書肆茨木多左衛門との関係に及び」(『近世文芸』第六十六号、平成九年七月)。
- (23) 「井沢蟠竜における今昔物語集の受容」(『中央大学国文』第三十八号、平成七年三月)。
- (24) 「書肆と説話 柳枝軒・茨木多左衛門の出版活動から」(『説話・伝承学』第八号、平成十二年四月)。

* 引用した本文のうち、漢文、片仮名交じり文については、適宜句読点と送り仮名を施して平仮名文に直した。

* 本稿を成すにあたり、資料の閲覧および複写の御許可を戴いた国文学研究資料館および諸図書館に御礼を申し上げます。

(平成十七年八月三十一日受理)

* The circumstance of "koueki-zokuseu-bei" / Yoshiko YUASA (Department of Japanese Language and Literature) (Received August 31, 2005)